

文部科学省の政策評価について

■文部科学省が行う政策評価

- ・行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づき、自らの政策についてその効果を把握し、必要性・有効性・効率性等の観点から評価を実施し、その結果を**政策の改善につなげる(PDCAサイクル)**とともに、**国民に対する説明責任を果たす**ことを目的として実施。
- ・施策レベルの事後評価を中心に実施しており、文部科学省全体で**42施策(目標)**を設定。事前分析表において施策目標ごとに複数の達成目標、指標をあらかじめ設定し、事後評価の実施に際しては、当該目標・指標の達成状況を評価している。
- ・事後評価は原則として5年に1回実施することとしており、一方で、**毎年度モニタリングとして事前分析表により指標の実績について公表している。**

■行政事業レビュー

各府省自らが、所管する全事業を対象に、執行実態を明らかにした上で、チェックの過程を公開しつつ、外部の視点を活用しながら点検を行い、その結果を予算(概算要求や執行)に反映させる取組であり、全事業に係る行政事業レビューシートを作成し、毎年8月末～9月中旬頃に最終公表している。

■政策評価と行政事業レビューとの連携

政策評価と行政事業レビューを相互に活用し、政策の見直し・重点化や予算の効率化に資するため、以下の取組を実施している。

- ①「政策評価の事前分析表における達成手段(事業)」と「行政事業レビューシート」の事業名と事業番号の共通化
- ②役割分担の明確化(行政事業レビューを行う際には、政策評価における政策体系の位置付けや上位レベルの施策との関連性等も参照)

文部科学省の政策評価の実施

【 文部科学省の実施方針等 】

【文部科学省政策評価基本計画】

- ◇時期:5年ごとに決定・公表
- ◇役割:政策評価の基本的な方針を決定

【文部科学省政策評価実施計画】

- ◇時期:毎年度の開始までに決定・公表
- ◇役割:基本計画に基づき各年度の具体的な実施方法を決定

【事後評価】

前年度に実施した施策の実績を当該年度に評価

【事前分析表】

- ◇時期:毎年10月末～11月頃に公表
- ◇役割:
 - ①当該年度に実施する施策の目標、指標や達成手段等について、あらかじめ提示し分析
 - ②各施策のモニタリング機能

【政策評価結果の政策への反映状況】

- ◇時期:毎年3月末に公表
- ◇役割:国民等への説明責任

文部科学省の政策体系

【 事後評価(実績評価) 】

◇事前分析表

- ・42施策の目標・測定指標・達成手段を明示し、分析。
- ・事業の達成手段については、原則として行政事業レビューシート上の事業名と事業番号を明記。
- ・評価を実施しない施策については、モニタリングで進捗管理。

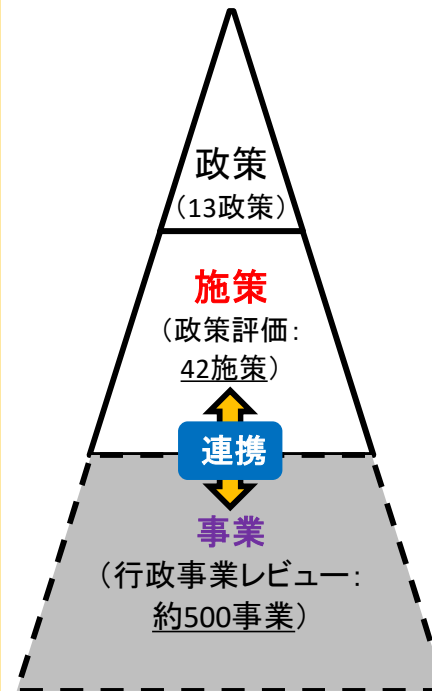
◇事後評価書

- ・評価時期に当たる各施策を実績評価により実施。
- ・目標の達成度合いは、各府省共通の5区分で評価。

【 行政事業レビュー 】

◇行政事業レビューシート

- ・約500事業の目標、成果指標、活動指標、予算額、執行額、資金の流れ、費用・用途等を明示し、自己点検。
- ・「政策評価との関係」については、「上位施策の名称」、「関連する施策の測定指標」や「本事業の成果と上位施策・測定指標との関係」を明示し、施策と事業の整合性を確保。
- ・各事業については、5年に1回の周期で外部有識者の点検を実施。



政策評価の基本的なポイント

◆PDCAサイクルについて

計画(PLAN) → 実施(DO) → 評価(CHECK) → 改善(ACTION)を一連の流れで管理作業を実施し、施策や事業を継続的に高めていく手法であり、政策評価の重要な機能の一つである。

◆因果関係について

- ①インプット(投入) : 施策や事業に投入される達成手段(予算、税制、法改正など)
- ②アウトプット(活動結果): インプットを用いて文部科学省(独法も含む)が直接実施した実績(成果物・事業量)
- ③アウトカム(成果) : アウトプットによって、文部科学省があらかじめ設定したターゲットに発生する効果

◆施策と事業の関係(例)

施策目標11-1「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」(抄)

政策評価(事前分析表): 施策			行政事業レビュー: 事業			
最終アウトカム	中間アウトカム		直接アウトカム		インプット	
施策の概要	達成目標	測定指標	成果目標	(成果指標)	(活動指標)	達成手段(事業名)
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。	スポーツ参画人口の拡大①若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進、②学校体育をはじめとして子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、③ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけを通じてスポーツ参画人口の拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・成人のスポーツ実施率(週1回以上・週3回以上) ・自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う生徒の割合 ・スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である生徒の割合⑤ ・子供の基礎的運動能力にかかる結果(新体力テスト合計点) ・成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた健康長寿社会等の創生 ・地域スポーツコミッションへの活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者へのアンケート等において、スポーツを通じて「健康への意識が高まった」とした事業者の割合 ・スポーツツーリズムなどに取り組む地域スポーツコミッション等の団体数 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる地域活性化推進事業の実施箇所数 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)
			<ul style="list-style-type: none"> ・本事業において、運動遊びプログラムに参加した子供の運動習慣の向上度 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加した児童のうち運動実施状況が週3日以上と答えた割合の参加前後の差 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会の参加人数 ・実践事業におけるプログラム参加人数 	<ul style="list-style-type: none"> 子供の運動習慣アップ支援事業

※赤字は、行政事業レビューシートにおいて作成されたもの。

文部科学省の使命と政策目標

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化・スポーツ立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。

- 施策目標 1-1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進
- 施策目標 1-2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化
- 施策目標 1-3 魅力ある教育人材の養成・確保
- 施策目標 1-4 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上
- 施策目標 1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進

政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。

- 施策目標 2-1 確かな学力の育成
- 施策目標 2-2 豊かな心の育成
- 施策目標 2-3 健やかな体の育成
- 施策目標 2-4 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標 2-5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標 2-6 教育機会の確保のための支援づくり
- 施策目標 2-7 幼児教育の振興
- 施策目標 2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

全国全ての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。

- 施策目標 3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興

「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。

- 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

- 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標 6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

- 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標 7 イノベーション創出に向けたシステム改革

オープンイノベーションを推進する仕組みを強化するとともに、社会との多様なステークホルダーとの共創を通じて、イノベーション創出を促すシステム構築を図る。

- 施策目標 7-1 産学官における人材・知・資金の好循環システムの構築
- 施策目標 7-2 科学技術の国際活動の戦略的推進
- 施策目標 7-3 科学技術イノベーションの創出機能と社会との関係の強化

政策目標 8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

科学技術イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基盤を強化する。

- 施策目標 8-1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- 施策目標 8-2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進
- 施策目標 8-3 研究開発活動を支える研究基盤の戦略的強化

政策目標 9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応

「超スマート社会」を世界に先駆けて実現するための取組を強化するとともに、国内外で顕在化している重要政策課題に対応する研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。

- 施策目標 9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化
- 施策目標 9-2 環境・エネルギーに関する課題への対応
- 施策目標 9-3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応
- 施策目標 9-4 安全・安心の確保に関する課題への対応
- 施策目標 9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進

政策目標 10 原子力事故による被害者の救済

原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。

- 施策目標 10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
- 施策目標 10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標 11 スポーツの振興

世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

- 施策目標 11-1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- 施策目標 11-3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- 施策目標 11-4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

政策目標 12 文化芸術の振興

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

- 施策目標 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実
- 施策目標 12-2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現
- 施策目標 12-3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現
- 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成

政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。

- 施策目標 13-1 国際交流の推進
- 施策目標 13-2 国際協力の推進